

令和3年7月8日
福祉保健課

令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取市に災害救助法の適用を決定しました。

1 災害救助法の適用について

(1)災害救助法適用市町村

鳥取市

(2)法適用日

7月7日

(3)被害の状況等

梅雨前線に伴う大雨による災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4)備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等